

東郷町特定開発等事業の緑化の基準を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例（平成29年東郷町条例第25号。以下「条例」という。）のうち特定開発等事業の緑化の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公園施設 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に掲げるものをいう。
- (2) 回復緑地 土地の造成後緑地として供される場所をいう。
- (3) 高木 成長樹高がおおむね10メートル以上となるものをいう。
- (4) 低木 成長樹高がおおむね5メートルまでのものをいう。

(町が帰属を受けることができる公園等)

第3条 特定開発等事業で設置される公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）のうち、町が帰属を受けることができるものは、公園とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、緑地についても帰属を受けることができる。

- (1) 保全すべき生物が存在することが確認できるとき。
- (2) 地形、土質その他自然環境上公園施設を設置することが適当でないとき。
- (3) その他町長が必要と認めるとき。

2 公園等の敷地には、公園施設以外の施設、工作物その他の物件を設けてはならない。ただし、都市公園法第7条に掲げる占用物件及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第12条各号に掲げる占用物件であつて、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(公園等に接する土地)

第4条 公園等に接する土地は、次に定めるとおりとする。

- (1) 公園等は、1辺以上が公道と接すること。
- (2) 面積が1,000平方メートル以上の公園は、2辺以上が公道に接すること

- 。
- (3) 面積が2,500平方メートル以上の公園は、原則として宅地に接しないこと。ただし、土地の形状等により町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(公園、広場等の出入口)

第5条 前条第2号又は第3号に規定する公園、広場等の出入口は、公道からの出入口を2か所以上とすること。

- 2 前項の出入口の幅員は、2.5m以上を標準とすること。

(設置施設)

第6条 公園等に設置する施設は、町長と協議して定める。

- 2 遊具の設置に関し、都市公園法第31条に基づく国の都市公園の行政又は技術に関する助言を遵守しなければならない。

(公園の地形)

第7条 公園は、面積の70パーセント以上を平坦地としなければならない。

- 2 平坦地でない部分があるときは、当該部分の平均勾配はおおむね15度以内としなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、面積が2,500平方メートル以上の公園であって、斜面を利用してすべり台等の施設を有効にできる場合は、面積の割合及び斜面の勾配について、前2項の基準を超えることができる。

(緑地の保全)

第8条 緑地は、自然をそのまま保全する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 造成計画上やむを得ず回復緑地とする場合
(2) 次条各号の規定により緑地を整備する場合

(緑地の整備)

第9条 緑地は、次に定める基準により整備しなければならない。

- (1) 枯木、病気のある木及び倒木を撤去すること。
(2) 外周は、幅員3メートル以上の車両が通行できる通路を設けること。ただし、緑地の管理に支障がないと認められるときは、町長と協議の上、通路を外周

の2分の1以上とすることができる。

(緑地の地形)

第10条 回復緑地は、最大勾配を25度以下としなければならない。

(回復緑地等の表土)

第11条 回復緑地及び公園において、樹木を植栽することとなる土地の表面は、草木の生育が促進される土質とする。

(植栽)

第12条 回復緑地は、樹木を植栽するものとし、その密度は、次に定める基準に適合しなければならない。

(1) 高木を植栽するときは、10平方メートル当たり1本以上とすること。

(2) 低木を植栽するときは、10平方メートル当たり3本以上とすること。

2 事業者は、樹木の植栽の保護に努め、枯れた場合は速やかに植栽を行うものとする。

3 植栽する樹木については、特定開発等事業の区域の周辺に植生しているものと同種のものを選定するよう努めなければならない。

4 植栽は、事業区域を超えることのないよう計画しなければならない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 条例附則第3項の規定により行う手続に係る特定開発等事業については、この規則の施行前においても、この規則の基準に従わなければならない。